

松竹伸幸 様

あなたから6月19日付で送付されました幹部会および幹部会委員長宛ての「審査請求書」についての日本共産党の見解は、日本共産党中央委員会書記局が5月15日付で送付した文書のとおりで変更はありませんので、お伝えします。

なお日本共産党は、個人情報保護法第57条において第4章「個人情報取扱事業者等の義務等」の適用除外を受ける政治団体であり、今回の日本共産党の対応は個人情報保護法の規定に則ったものであることを付け加えておきます。

2023年6月30日

日本共産党中央委員会書記局